

飯塚市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例について

太陽光発電は、環境に負荷を与えない再生可能エネルギー発電の一つとして、国が導入を促進する一方で、無秩序に設置されると、土砂災害等の危険性や住民トラブルの原因となる場合があります。

そのため、本市では、太陽光発電設備の適正な設置、維持管理及び撤去等に関して必要な事項を定めることにより、災害の発生を防止するとともに、市民の生命及び財産の保護並びに生活環境の保全に寄与することを目的とするため「飯塚市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例」を制定し、**令和7年8月1日から施行します。**

届出対象事業

事業区域の面積が、**1,000平方メートル以上**の太陽光発電設備を設置する事業
(建築物の屋根、壁面又は屋上に設置するものを除く)

※太陽光発電設備を設置する者と実質的に同一又は共同の関係にあると認められる者が同時期又は近接した時期に隣接した場所で太陽光発電設備の設置を行うときは、同一の事業区域とみなします。

禁止区域（太陽光発電事業の実施を認めない区域）

※関係法令の定めに適合する場合はこの限りではありません。

- ①砂防指定地 ②地すべり防止区域 ③急傾斜地崩壊危険区域 ④土砂災害特別警戒区域
⑤保安林 ⑥宅地造成等工事規制区域

抑制区域（事業者に対し事業区域に含めないよう求める区域）

- ①土砂災害警戒区域 ②重要文化財、有形文化財 ③史跡名勝天然記念物が所在する区域
④周知の埋蔵文化財包蔵地 ⑤福岡県指定有形文化財及び福岡県指定史跡名勝天然記念物が所在する区域 ⑥飯塚市指定有形文化財及び飯塚市指定史跡名勝天然記念物が所在する区域

事前協議

事業計画の届出をする日の**30日前**までに、事前協議が必要となります。
事前協議書に必要書類を添付し、市と協議を行ってください。

事業計画の届出

太陽光発電設備の設置工事に着手する**60日前**までに、事業計画の届出が必要となります。

説明会の開催

事業計画の届出等を行った日から起算して**45日以内**に、周辺関係者等に対して説明会を開催し、参加者の理解が得られるよう努めてください。

太陽光発電設備設置完了の届出

太陽光発電設備の設置が完了したときは、設置完了の届出が必要となります。

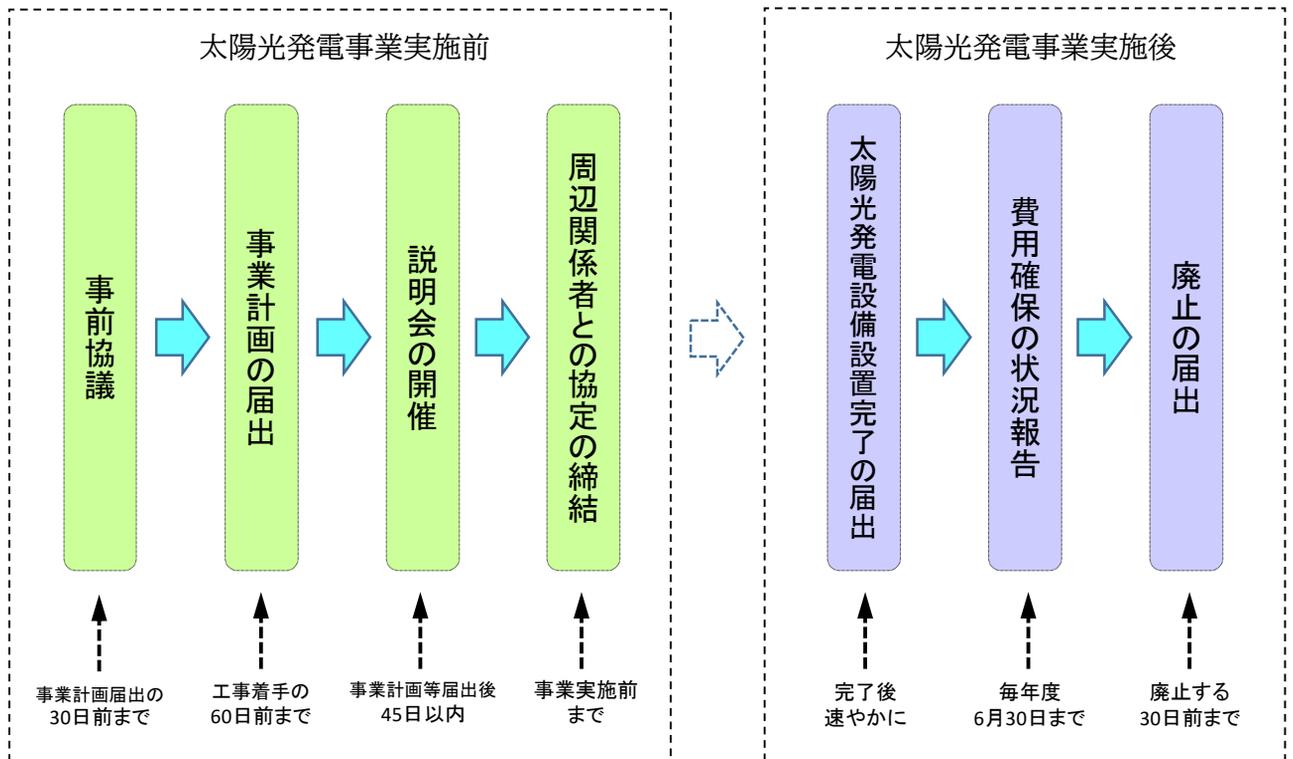
協定の締結

周辺関係者との良好な関係を構築するため、原則、**事業(森林伐採、造成工事等含む。)を実施する前に**、災害の発生の防止及び生活環境の保全に関する事項等について、周辺関係者との協定の締結が必要となります。

公表等

条例が遵守されない場合は、指導・助言を経て、必要な措置を講じるよう勧告し、正当な理由なくこれに従わない場合は、勧告内容・事業者名などを公表する場合があります。また、公表したときは、公表内容を国・県に報告する場合があります。

主な手続の流れ



問い合わせ先

飯塚市市民環境部 環境整備課 環境衛生係
〒820-8501 福岡県飯塚市新立岩5番5号

☎0948-22-5502

メールアドレス k-seibi@city.iizuka.lg.jp